（廃止措置実施方針に定める事項）

第二十二条の六の二　法第五十一条の二十四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

［一～八　略］

［号を削る。］

［略］　九

［略］　十

廃止措置に係る品質マネジメントシステム　十一

［略］　十二

［略］　十三

（廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の七　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　廃止措置対象附属施設及びその敷地

［四～七　略］

八　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～五　略］

［号を削る。］

［略］　六

［略］　七

廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書　八

［略］　九

［略］　十

3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第二十二条の八　法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業員その他関係者に対する質問

四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第二十二条の六の二　［同上］

［一～八　同上］　九

廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間　十

［同上］　十一

［同上］　十二

廃止措置に係る品質保証計画　十三

［同上］　十四

［同上］

（廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の七　［同上］

［一・二　同上］

三　廃止措置の対象となる廃棄物埋設地の附属施設（以下「廃止措置対象附属施設」という。）及びその敷地

［四～七　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～五　同上］

六　廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［同上］　七

［同上］　八

品質保証計画に関する説明書　九

［同上］　十

［同上］　十一

3　［同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第二十二条の八　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　同上］